

○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成29年4月14日付け個別第534号・医政発0414第6号・葉生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・保健局長通知別添）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>II 用語の定義等</p> <p>2. 個人識別符号（法第2条第2項）</p>	<p>II 用語の定義等</p> <p>2. 個人識別符号（法第2条第2項）</p>
<p>（定義）</p> <p>法第二条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>令第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>— 次に掲げる身体の特徴のいざれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの</p> <p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</p> <p>ロ～ト （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第一百十一条の二 第一項に規定する被保険者記号・番号等</p>	<p>（定義）</p> <p>法第二条 〔同左〕</p> <p>〔略〕</p> <p>令第一条 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の政令で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>— 次に掲げる身体の特徴のいざれかを電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、特定の個人を識別するに足りるものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合するもの</p> <p>イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列</p> <p>ロ～ト （略）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第一百十一条の二 第一項に規定する被保険者記号・番号等</p>

四～六	(略)		
七	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）	七	次に掲げる証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
	第一百六十二条第一項に規定する被保険者番号等	八	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第十二条第三項の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるよう記載された個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
九	(略)	九	その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号
十	その他前各号に準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号	規則第二条	〔同左〕
		規則第三条	令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。
		一	令第一条第七号イに掲げる証明書 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第一百一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
		二	令第一条第七号ロに掲げる証明書 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第一百六十二条第一項に規定する

	<p>規定第四条 令第一條第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号 二 船員保険法（昭和14年法律第73号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号 三～四（略） 五 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等 六 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第一百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等 七 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第四百四十二条の二十四の二第一項に規定する組合員番号及び組合員等記号・番号 八～九（略） 	IV 医療・介護関係事業者の義務等 5. 利用目的の通知等（法第21条）	【法の規定により遵守すべき事項等】 5. 利用目的の通知等（法第21条）
	<p>規定第四条 令第一條第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 健康保険法（大正11年法律第70号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号 二 船員保険法（昭和14年法律第73号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号 三～四（略） 五 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等 六 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第一百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等 七 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第四百四十二条の二十四の二第一項に規定する組合員番号及び組合員等記号・番号 八～九（略） 	IV 医療・介護関係事業者の義務等 5. 利用目的の通知等（法第21条）	【法の規定により遵守すべき事項等】 5. 利用目的の通知等（法第21条）

<p>じめその利用目的を公表しておくか、個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的の公表方法としては、院内や事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。 医療・介護関係事業者は、受付で患者に<u>資格確認書等</u>を提出してもらう場合や問診票の記入を求める場合など、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を院内掲示等により明示しなければならない。ただし、救急の患者で緊急の処置が必要な場合等は、この限りでない。 医療・介護関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しない。〔利用目的が明らか」な場合についてはIV 3. (1) を参照〕 	<p>じめその利用目的を公表ておくか、個人情報を取得した場合、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用目的の公表方法としては、院内や事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により、なるべく広く公表する必要がある。 医療・介護関係事業者は、受付で患者に<u>保険証</u>を提出してもらう場合や問診票の記入を求める場合など、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を院内掲示等により明示しなければならない。ただし、救急の患者で緊急の処置が必要な場合等は、この限りでない。 医療・介護関係事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合など利用目的の通知等の例外に該当する場合は、上記内容は適用しない。〔利用目的が明らか」な場合についてはIV 3. (1) を参照〕 <p>【その他の事項】</p> <p>〔略〕</p>	<p>6. 個人情報の適正な取得、個人データ内容の正確性の確保（法第20条、第22条）</p> <p>〔同左〕</p> <p>【法の規定により遵守すべき事項等】</p> <p>〔略〕</p>
--	--	---	--

<p>【要配慮個人情報の取得時における本人の同意について】</p> <p>医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としている。一方、医療機関等は、患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるよう治療に取り組むとともに、その費用を公的医療保険に請求する必要がある。良質で適正な医療の提供を受けるためには、また公的医療保険の扶助を受けるためには、医療機関等が患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することは必要不可欠である。</p>	<p>このため、例えば、患者が医療機関の受付等で、問診票に患者自身の身体状況や病状などを記載し、個人番号カード（マイナンバーカード）又は<u>健康保険の資格確認書</u>とともに受診を申し出ることは、患者自身が<u>自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関等に取得されること</u>を前提としている。医療機関等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、患者の当該行為をもって、当該医療機関等が当該情報を取得することについて本人の同意があつたものと解される。</p>	<p>〔同左〕 〔略〕 【法第20条第2項に違反している事例】 〔略〕 〔その他の事項〕 〔略〕</p>
<p>【要配慮個人情報の取得時ににおける本人の同意について】</p>	<p>医療機関の受付等で診療を希望する患者は、傷病の回復等を目的としている。一方、医療機関等は、患者の傷病の回復等を目的として、より適切な医療が提供できるよう治療に取り組むとともに、その費用を公的医療保険に請求する必要がある。良質で適正な医療の提供を受けるためには、また公的医療保険の扶助を受けるためには、医療機関等が患者の要配慮個人情報を含めた個人情報を取得することは必要不可欠である。</p>	<p>このため、例えば、患者が医療機関の受付等で、問診票に患者自身の身体状況や病状などを記載し、<u>保険証</u>とともに受診を申し出ることは、患者自身が<u>自己の要配慮個人情報を含めた個人情報を医療機関等に取得されること</u>を前提としている。考えられるため、医療機関等が要配慮個人情報を書面又は口頭等により本人から適正に直接取得する場合は、患者の当該行為をもって、当該医療機関等が当該情報を取得することについて本人の同意があつたものと解される。</p>